

# 組織・機構等の改正について

## ＜本 庁＞

### 1 水素社会実装推進課及び次世代モビリティ産業課の設置について（経済産業局）

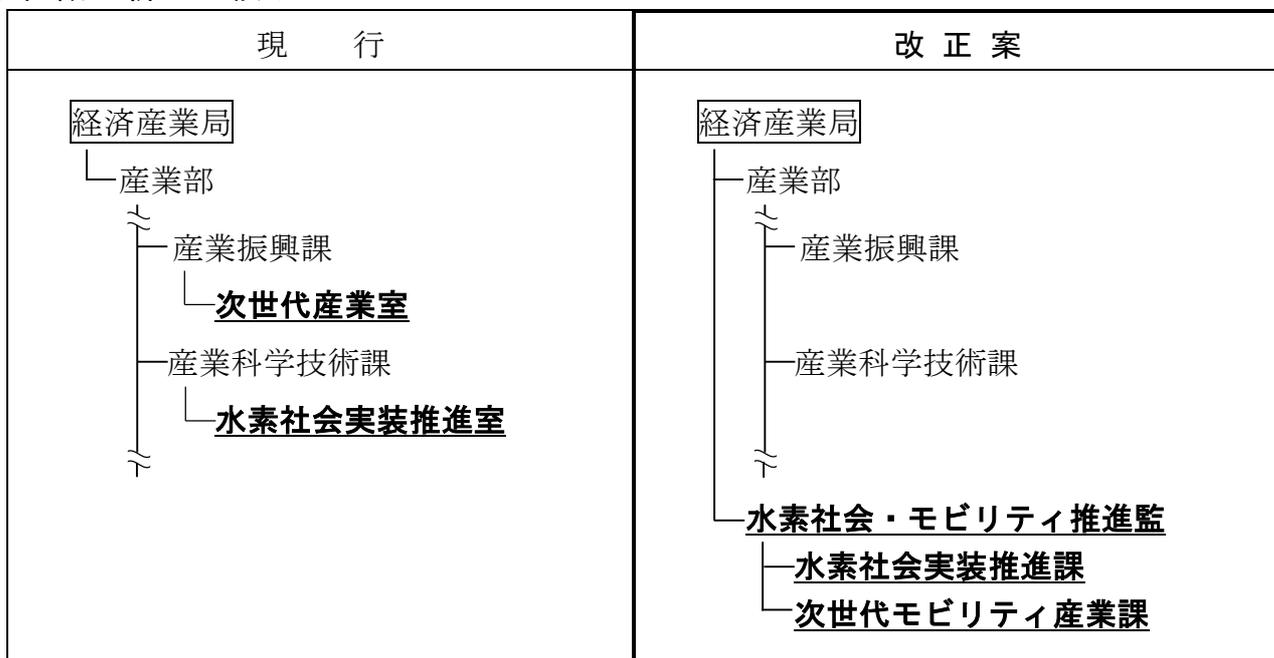
#### （1）改正の背景

- 2024年10月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）」が施行され、本県においても、カーボンニュートラル実現に向け、低炭素水素の活用促進等の取組を強化していく必要がある。
- また、自動車や航空機は、電動化や自動化などの課題に直面しており、本県のモノづくりを代表するこれらモビリティ産業の競争力の強化を、分野を超えて推進していく必要がある。

#### （2）改正の内容

- 2025年4月1日から、水素等の社会実装に向けたプロジェクトの推進体制を強化するため、「水素社会実装推進課」を設置する（低炭素水素の活用促進に関する事務等を環境局から同課に移管）。  
また、モビリティ分野の振興施策をより効果的・効率的に推進するため、関連事務を集約・一元化し、「次世代モビリティ産業課」を設置する（持続可能な航空燃料（SAF）ビジネスの事業化支援に関する事務を環境局から同課に移管）。  
なお、これらの事業は、当面5年間で集中的に実施することとし、両課の設置も5年間の時限措置として、5年後に見直すこととする。  
これに伴い、「産業振興課」及び「産業科学技術課」の課内室としてそれぞれ設置している「次世代産業室」及び「水素社会実装推進室」は、廃止する。
- 水素等の社会実装と次世代モビリティ産業の育成を一体的に推進していく責任者として「水素社会・モビリティ推進監」を設置する。

◆組織の新旧比較◆



◆各課の主な事務◆

課 名	主 な 事 務
水素社会実装推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素等の社会実装に向けたプロジェクトの企画調整に関する業務</li> </ul>
次世代モビリティ産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車産業の振興に関する業務</li> <li>・航空宇宙産業の振興に関する業務</li> <li>・次世代空モビリティの振興に関する業務</li> </ul>

## 2 運営支援課の設置について（アジア・アジアパラ競技大会推進局）

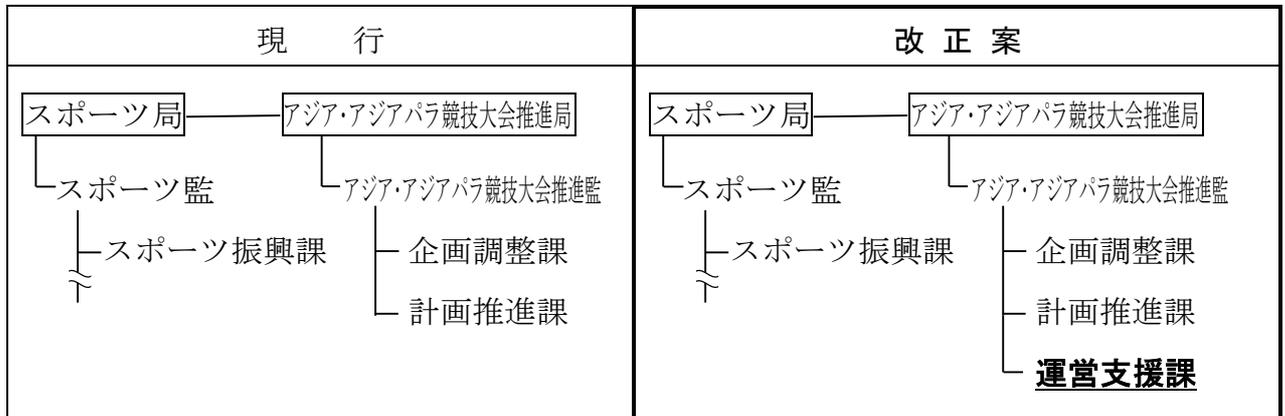
### （1）改正の背景

- アジア・アジアパラ競技大会開催まで1年余りと迫る中で、両大会の成功に向け、本格化する観客輸送や都市ボランティア、都市装飾等の開催都市業務への対応により、これまで以上に大会準備・運営に関する業務の執行体制を強化する必要がある。

### （2）改正の内容

- 2025年4月1日から、開催都市業務の推進体制を強化するため、「運営支援課」を設置する。

#### ◆組織の新旧比較◆



#### ◆課の主な事務◆

課 名	主 な 事 務
運 営 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観客輸送・観客誘導に関する業務</li> <li>・ 都市ボランティアに関する業務</li> <li>・ 都市装飾に関する業務</li> </ul>

## <公の施設>

### 1 高等技術専門校の再編について

- 高等技術専門校については、「愛知県職業能力開発計画（第10次・第11次）」に基づき、2025年度を目標に、モノづくり人材の育成機能を強化し、中小企業への支援の充実を図るため、尾張地域と三河地域の2拠点に集約する再編・整備を進めてきた。
- 2019年度に再編を行った尾張地域に続き、三河地域においても、デジタル化に対応した訓練科の新設や校舎の建替え整備など、訓練内容や訓練環境を充実させ、2025年度から新たな体制をスタートすることとした。
- これに伴い、2025年4月1日から、「岡崎高等技術専門校」を「三河高等技術専門校」に名称変更するとともに、「東三河高等技術専門校」を廃止し、三河高等技術専門校の下の組織に再編する。

#### ◆高等技術専門校の概要◆

設置根拠	職業能力開発促進法第16条
設置目的	求職者等に対して職業に必要な知識・技能を習得させることを目的に、都道府県に設置が義務づけられた職業能力開発施設
対象者	学卒者、離転職者及び在職者

#### ◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
名古屋高等技術専門校 └ 窯業校 <b>岡崎高等技術専門校</b>  <b>東三河高等技術専門校</b>	名古屋高等技術専門校 └ 窯業校 <b>三河高等技術専門校</b> └ <b>東三河校</b> <u>(廃止)</u>

## 2 愛知県新体育館の名称変更及び愛知県体育館の廃止について

- 2025年7月にオープンする「愛知県新体育館」について、国際水準を満たすアリーナとしての施設のコンセプトや機能を明確に表す名称とするため、2025年4月から「愛知国際アリーナ」に名称変更する。
- 「愛知県体育館」は、愛知国際アリーナ（愛知県新体育館）のオープンに伴い、2025年7月1日から廃止する。
- なお、愛知県体育館は2026年3月31日まで、アマチュアスポーツ大会、学校行事等で利用する場合に限り、第一競技場の利用を継続する予定である。

### ◆変更の内容◆

(変更前) (変更後)

愛知県新体育館            ⇒            愛知国際アリーナ

### ◆愛知県新体育館の概要◆

所在地	名古屋市北区名城一丁目地内
設置時期	2025年7月
設置目的	国際スポーツ大会などの誘致を可能とし、かつ、大相撲名古屋場所の開催など愛知県体育館が担ってきた伝統や歴史をさらに発展させていく愛知・名古屋のシンボルとする。
面積	建築面積 26,500 m <sup>2</sup> 、延床面積 63,000 m <sup>2</sup>
施設内容	鉄筋コンクリート造5階建 メインアリーナ 座席数 15,000 席 サブアリーナ 座席数 300 席 多目的ホール 座席数 300 席

### ◆愛知県体育館の概要◆

所在地	名古屋市中区二の丸1番1号
設置年月日	1964年10月
設置目的	スポーツの振興及び県民の文化的教養の向上を図る。
面積	建築面積 7,633 m <sup>2</sup> 、延床面積 17,240 m <sup>2</sup>
施設内容	第一競技場、第二競技場、温水プール、フィットネスルーム、トレーニング場、相撲場、ボクシング場、会議室

## <附属機関>

### 1 地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会（仮称）の設置について

※法令必置機関

- 愛知県美術館及び愛知県陶磁美術館を運営する地方独立行政法人の設立に向け、「地方独立行政法人法」に基づき、法人の業績に関する評価事務等処理するため、「地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会（仮称）」を設置する。

#### ◆地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会（仮称）の概要◆

設置根拠	地方独立行政法人法第11条第1項 地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会条例（仮称） （令和7年2月議会に提出予定）
設置年月日	2025年4月1日（上記条例の施行予定日）
所掌事務	法人の業績に関する評価事務等の処理や、知事が定める中期目標やその変更等に対して意見を述べる。
構成員	定員：5名以内（予定） 構成員：経営又は文化芸術に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

### 2 愛知県教育職員免許状再授与審査会（仮称）の設置について ※法令必置機関

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与に関する意見を述べるため、「愛知県教育職員免許状再授与審査会（仮称）」を設置する。

#### ◆愛知県教育職員免許状再授与審査会（仮称）の概要◆

設置根拠	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 第23条第1項
設置年月日	2025年4月1日
所掌事務	特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる。
構成員	定員：5名以内（予定） 構成員：児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者から任命する。